

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十九号

平成二十七年

七月十五日

水曜日

目次

教育委員会

○山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

山梨県教育委員会

委員長 石川 洋 司

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則(平成五年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県立韮崎射撃場又は」を削る。

別記様式中「^{韮崎}山梨県立^{八代}射撃場」を「山梨県立八代射撃場」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番